

第四章 情報の公開・保護等

○蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条

例

(平成二十八年六月二十七日)
条 例 第 六 号

(目的)

第一条 この条例は、住民の知る権利を尊重するために公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の推進に關し必要な事項を定めることにより、蒲郡市幸田町衛生組合（以下「組合」という。）の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにし、組合行政に対する住民の理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた組合行政の発展に寄与することを目的とする。

(準用規定)

第二条 組合が保有する公文書の公開に關する必要な事項は、蒲郡市情報公開条例（平成十年蒲郡市条例第一号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

第三編 行政一般（蒲郡市幸田町衛生組合情報公開条例）

(読替規定)

A〔蒲郡衛生二七〕

第三条 蒲郡市条例（第十三条第二項を除く。）中「市」とあるのは「組合」と、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「蒲郡市情報公開審査会」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合情報公開審査会」と、「蒲郡市個人情報保護条例（平成十年蒲郡市条例第二号）」とあるのは「蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例（平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号）」と、「市民」とあるのは「住民」とそれぞれ読み替え、同条例第二条第一号については、次のように読み替えるものとする。

一 実施機関 管理者、議会又は監査委員をいう。

2 前項に規定するもののほか、必要な技術的読替は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、施行日以後に管理者、議会若しくは監査委員の職員が作成し、又は取得した公文書について適用する。